

会 議 録	
会議名	令和5年度丸亀市福祉推進委員会（第2回丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会）
開催日時	令和5年11月30日（木） 16時30分～17時40分
開催場所	丸亀市役所3階 303会議室
出席者	<p>出席委員</p> <p>糸川恭一、大坪淳子、香川智子、金丸喜恵、北川裕美子、木下眞一、古賀亮次、進和彦、武田龍広、原岡瑞穂、藤田登茂子、宮武博之、森佳司、森本雄次、山田智子、吉田ゆかり（五十音順）</p> <p>16名</p> <p>欠席委員</p> <p>なし</p> <p>事務局</p> <p>福祉課長 近藤武司、福祉課副課長 十河久美子、福祉課障がい福祉担当長 森玲子、福祉課主任 安藤佑一郎</p>
次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>・丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
十河副課長	<p>只今から、令和5年度丸亀市福祉推進委員会（第2回丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会）を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸亀市健康福祉部福祉課長の近藤より御挨拶申し上げます。</p>
近藤課長	<p>【課長挨拶】</p>
十河副課長	<p>ここで、本日の会議は委員16名のうち16名と全員の委員に御出席いただいておりますので、丸亀市附属機関設置条例により、本会議の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会議は公開とし、会議録につきましては会議の内容を記録し市のホームページにて公表いたします。</p>

北川会長	<p>これより議事に入らせていただきます。</p> <p>議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第7条の規定に「附属機関の会議は会長が議長となる」とありますので、会長に議長として進めていただきます。</p> <p>それでは北川会長、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、よろしくお願いします。議長として会議を進めさせていただきます。円滑な進行に努めさせていただきますので、委員の皆様にはぜひ御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>次第3、議事の「丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について」に移ります。</p> <p>まず、資料1「丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（素案）」について、事務局より説明をお願いします。質疑につきましては全ての説明が終わった後にお受けしたいと思います。</p>
十河副課長	<p>説明に入る前に、事前にお送りした資料に訂正がございます。訂正箇所を申し上げますので修正、確認をお願いします。本日本配りした、横A4サイズの資料を併せて御覧ください。</p> <p>資料1の1ページ2段落目6行目、「令和4年12月には「障害者総合支援法」が改正され」とありますところを、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が制定され」と訂正します。</p> <p>3段落目4行目、「令和5年度に終了することから」のあとに、「丸亀市第3次障がい者基本計画と調和を保つとともに」を挿入いたします。</p> <p>3ページ3行目から4行目、「実現をめざしています」を「実現をめざすことを定めています」に訂正します。</p> <p>5行目から7行目、「障がい福祉施策を進めていくうえでの視点として」とありますが、「進めていくうえで「ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン」、「地域共生社会の実現」、「障がい福祉の推進とSDGsの推進」を視点に、9つの基本目標を掲げて施策を展開していくこととしています。」と訂正します。</p> <p>3ページの余白部分にSDGsのロゴマークが入っておりませんでしたので、それを挿入いたします。</p> <p>6ページ1行目、「平成30年度から令和4年度」のあとに、「まで」を挿入いたします。</p> <p>1行目から2行目の「総数では平均して約6,000人です」を「総数では6,000</p>

人余りで推移しています」と訂正します。

25 ページの下のグラフに「18歳未満（手帳別）」とありますが、「手帳別」を削除します。

28 ページの表の下に「※令和5年度は推計した見込み値を示しています。」と挿入します。

34 ページ「本計画における成果目標」の表の上段の「基幹相談支援センターの設置」という項目の数値を「1箇所」に訂正します。また、「考え方」の「協議・検討します」は「協議・検討し設置します」と訂正します。さらに、成果目標の表の下側に、基幹相談支援センターについての説明も加えたいと思いますので、「○市民アンケートより」の上に「○基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法、知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。」という文章を挿入します。

35 ページ「第6期計画の評価・検証」の表の下段「市内相談支援事業所間で、情報交換や協議を行う場の設置」の「実績」を2回に訂正します。その下、「6箇所の事業所へ実施しています」は「9箇所の事業所」に訂正します。

36 ページ中段に【表の見方】とありますが、すべて削除します。各表に説明を記載することとします。

37 ページの「■実績と見込み」の表の下の「※実績値は」を「※表の数値は」と訂正します。同様に38ページから42ページの表にも同じ文言がある部分は同様に訂正します。

39 ページ「■見込量確保のための方策」の最後の段落2行目に「介助者の疾病などの理由のほか」と挿入して、「緊急の利用、重症心身障がい児及び医療的ケア児の利用、介助者のレスパイトとしての利用など、多様な短期入所への対応が」と訂正します。

41 ページ「■実績と見込み」の2つ目の米印、「年当たりの利用者数」を「各年度の年間利用者数」に訂正します。

43 ページ「■見込量確保のための方策」の4行目、「必要な体制の確保のための支援を行い、見込み量の確保に努めます」を「必要な体制の確保に努めます」と訂正します。また、「■実績と見込み」の表の見込み量の令和7年度の数値を712から722に、令和8年度は772から782に訂正します。さらに下の説明で「年当たり」を「各年度の年間」に訂正します。

44 ページ「■実績と見込み」の表の「見込み量」に「実施」とありますが、数値を入れます。令和6年度は8、令和7年度は8、令和8年度は8となります。

45 ページ「■実績と見込み」の表の下段に「基幹相談支援センター」とあるところを「基幹相談支援センター等機能強化事業」と事業名を記載します。また、「実績値」が「未設置」とありますが「未実施」とします。「見込み量」の「検討」は「実施」と訂正します。

51 ページ「(10) 訪問入浴サービス事業」の「■実績と見込み」の表の「実績値」について、令和5年度は1となっていますが、2に訂正します。また、「見込み量」も令和6・7・8年度はすべて2とします。

「(11) 日中一時支援事業」の「■実績と見込み」の表の「サービス名」は「日中一時支援事業」で「日」が抜けていました。また、「見込み量」の数値がすべて13になっていましたが、15に訂正します。その下、「■見込量確保のための方策」は追加しまして、「引き続き事業の周知に努めるとともに、障がい福祉サービス事業所と連携し、必要なサービス提供体制を確保します。また、中讃西部地域自立支援協議会において、適宜事業実施についての協議を行います。」と訂正します。

52 ページ「(12) 福祉ホーム事業」の「■実績と見込み」の表の上段の「箇所」の令和3年度が1になっていますが、2に訂正します。

「(13) レクリエーション活動等支援」の「■実績と見込み」の表の上下段共に「(参加人数)」の部分で「実施回数」に訂正します。「実績値」の上段、令和3年度が3、4年度が2、5年度が5、「見込み量」は令和6年度・7年度・8年度共に5になります。下段は、令和3年度・4年度は「新型コロナウイルス感染症のため中止」、5年度は1、「見込み量」は令和6年度・7年度・8年度は1になります。下の米印は削除します。

53 ページ「(14) 点字・声の広報等発行」の「■実績と見込み」の表の「実績値」、「見込み量」をすべて12とします。

また、「(1) 障害者虐待防止対策支援事業」の「■実績と見込み」の表が1段で「実施」になっているところを2段にして、上段に「箇所」、下段に「受付件数」とします。上段「箇所」の「実績値」、「見込み量」がすべて1、下段「受付件数」は「実績値」の令和3年度が8、4年度が5、5年度が10、「見込み量」の令和6年度から8年度は10とします。また、表の下に「※令和5年度は11月末の件数を示しています。」と追加します。

訂正箇所は以上です。

資料の説明に移ります。資料1を御用意ください。「丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（素案）です。本計画は国の指針に即して、本市の障がい福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定めるものです。そのことがより分かりやすい形になるように事務局で検討を

重ね、まとめ直しております。

1 ページ目をお開きください。計画策定の趣旨です。障害者総合支援法の一部が改正されたことについて追記し、国の障害者基本計画について記載があった部分を削除しています。前回の骨子案にありました「障がい福祉に関する国の動向」は削除しています。

2 ページ・3 ページを御覧ください。計画の位置づけの項についても整理し直しています。本計画は、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画であって、そうした障がい福祉サービス等の給付事業の円滑な実施によって、障がい者等の福祉の増進と地域共生社会の実現に寄与するものと位置づけられています。障がい者基本計画の一部にぶら下がる計画というイメージよりは、それぞれの計画がそれぞれの役割を果たし、両者が調和のとれたものであるというイメージを持っていただけるように修正しています。

4 ページは計画期間です。

5 ページから、「第2章障がい者等を取り巻く状況」として本市の総人口、6 ページから障害者手帳等の所持状況を記載しています。

10 ページの「難病患者等について」の項目の中で、前回の骨子案では小児慢性特定疾病の受給者数を記載していましたが、小児慢性特定疾病の患者はそのことをもって障がいサービスの受給対象ではありません。難病患者は障がい福祉サービスの対象者ですので、表の意味合いが分かりにくくなる恐れがあるため、小児慢性特定疾病のデータは削除しています。難病患者が障がい福祉サービスの対象となることは、国の指針においても支援を明確化するよう記載があるところですので、本計画では36 ページの「障がい福祉サービス等の見込み量」のところで追記しました。

11 ページから、アンケート結果抜粋を掲載しています。

27 ページから、「第3章成果目標の設定」としてしています。前回の骨子案では成果目標の前に本計画の基本的な考え方について章を立てていましたが、本市の障がい者基本計画の考え方については、「第1章計画の位置づけ」の中で参考として掲載するようしております。また、本計画についての基本的方針については、成果目標の設定やその考え方、サービス等の見込み量の確保のための方策において、反映されるように書き加えておりますので、章としては削除しています。

成果目標の設定については、国の指針に定められた成果目標に向けて、本市での目標や活動指標を定めたものとなっております。

「(1) 施設入所者の地域生活への移行」。第6期計画における目標値と4年度末での実績です。

続いて、本計画における目標値を定めました。表の下に成果目標の達成に

<p>安藤主任</p>	<p>向けての考え方を記載しました。</p> <p>28 ページをお開きください。「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」。本市における活動指標を定め、3年から5年までの実績と計画値を記載しました。また、表の下に考え方を記載しています。</p> <p>29 ページ「(3) 地域生活支援の充実」。6期における実績と、その下に成果目標を定めました。次のページに考え方を記載しました。</p> <p>「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」。6期における実績と次のページに成果目標を定めました。表の下に考え方を記載しました。</p> <p>32 ページをお開きください。「(5) 障がい児支援の提供体制の整備等」。6期の実績について記載しました。次のページに成果目標と、表の下に考え方を記載しました。</p> <p>34 ページをお開きください。「(6) 相談支援体制の充実・強化等」。6期での実績と成果目標と考え方を記載しました。基幹相談支援センターについては、中讃西部圏域自立支援協議会において設置についての検討をしておりましたが、まだ設置には至っておりません。7期においても引き続き協議検討を行うとともに、基幹相談支援センターのもつ機能である、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、地域の相談支援事業との連携強化、個別事例の支援内容の検証などについて、中讃西部圏域自立支援協議会の中の専門部会や福祉課において行うなど、基幹相談支援センターができるまでの間についても、地域における相談支援体制の強化のための取組を行うことを目標としております。</p> <p>35 ページを御覧ください。「(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」。7期においての活動指標を定め、表の下に考え方を記載しました。</p> <p>障がい福祉担当の安藤です。「第4章 障がい福祉サービス等の見込み量」について説明させていただきます。サービス種類ごとに見込み量確保のための方策を説明します。</p> <p>36 ページ・37 ページをご覧ください。「(1) 訪問系サービス」(居宅介護等)。今後も地域移行を進めることや障がいのある人やその家族の高齢化が進むことで利用ニーズの増加が予測されるため、障がい福祉サービス事業所との連携を強化するとともに、サービス利用者の一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。</p> <p>38 ページ・39 ページを御覧ください。「(2) 日中活動系サービス」(就労継続支援、短期入所等)。アンケート調査結果では、収入を得る仕事をしている人は全体の約2割となっています。今後の就労意向については、特に精神障</p>
-------------	--

がい者で高くなっており、本人の希望を叶えるための雇用機会や環境の充実が求められます。そのため、就労支援事業所や関係機関との連携を深め、必要なサービスの提供に努めます。また短期入所は、アンケート調査結果からも今後の利用意向の高いサービスとなっています。介助者のレスパイトとしての利用や医療的ケア児の利用など、多様な短期入所への対応が可能となるよう体制の確保に努めます。

40 ページを御覧ください。「(3) 居住系サービス」(グループホーム、施設入所支援等)。グループホームは地域における居住の場であり、地域生活への移行の促進に伴い、より一層の充実が求められます。今後も、市内や近隣市町を含めた圏域内でのサービスの確保に努めます。また、施設入所支援については、今後も一定数の利用ニーズがあると考えられます。入所者に対して適切に意思決定支援を行い、地域生活を希望する方には必要なサービス等が提供できるよう体制の整備に努めます。

41 ページを御覧ください。「(4) 相談支援」(計画相談支援等)。アンケート調査結果からも、障がいの種別によってサービス利用へのニーズや必要な支援が異なることが明らかになっており、その多様性もうかがえます。また、知的障がいのある人や精神障がいのある人が増加している状況を踏まえ、利用ニーズの増加を見込んでいることから、障がい福祉サービスの適切な利用ができるよう事業所との連携を強化するとともに、相談支援事業所や相談支援専門員の確保に努めます。

42 ページを御覧ください。「(5) 障がい児通所支援」(児童発達支援、放課後等デイサービス等)。障がい児通所支援については、利用実績が増加しており今後も増加が見込まれることから、香川県や圏域の市町と連携し必要な体制の確保に努めます。

43 ページを御覧ください。「(6) 障がい児相談支援」。障がい児通所支援の利用者の増加に伴って利用実績も増加しています。適切にサービスを利用することができるよう障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業者や関係機関との連携を強化し相談支援体制の充実を図ります。

最後に、この計画には記載していませんが、皆様のお手元にあります冊子の計画に、発達障がい者等に対する支援についてのペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム受講者数及びピアサポートの活動への参加人数について 73 ページに記載していましたが、本計画では削除しています。理由としましては、現在、市民の方々より受講希望の相談があった場合、NPO法人ペアレントメンターかがわ(香川県の委託事業)が実施するペアレントメンター養成講座やペアレントプログラムの講座を紹介

<p>森担当長</p>	<p>しております。今後についても、香川県等と連携しながら対応していきたいと思っております。また、ピアサポーターの養成研修についても香川県が実施しており、丸亀市在住の受講者は令和3年から5年の間は、今年度に1名いると聞いております。今後についても、香川県が実施する養成講座を御紹介するなどの対応をしていきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p> <p>福祉課の森です。</p> <p>44ページ「地域生活支援事業等の見込み量」から説明させていただきます。</p> <p>44ページを御覧ください。「ア 地域生活支援事業」とは、障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした事業です。</p> <p>「(1) 理解促進研究・啓発事業」。地域住民に対して、障がい者等の自立した日常生活や社会生活に関する理解を深めるための研修会や啓発活動等を行っています。アンケート調査では約半数の方が「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある」と回答していることから、障がいのある方への理解を深めるため、引き続き各種研修や啓発活動を行っていきます。</p> <p>45ページを御覧ください。「(2) 自発的活動支援事業」。障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行われる、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするための活動を支援しております。今年度は、聴覚に障がいのある方や手話通訳ができる方へ災害時に御利用いただくバンドナの配布を予定しております。また、障がいのある方への理解を深めることを目的とした「愛の広場」を開催しました。引き続き共生社会の実現を図るため、障がい者等の自発的活動を支援します。</p> <p>「(3) 相談支援事業」。今後も障がい福祉サービスや生活に係る各種相談について、指定一般相談支援事業所と連携した事業を継続します。相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターについては、必要な設置機能や役割の在り方について中讃西部圏域の自治体や相談支援事業所の関係機関と協議を行います。また、相談支援センターが設置されるまでの間において、中讃西部圏域自立支援協議会や相談支援事業所との連携を強化し、障がい者相談支援事業や成年後見制度利用支援事業によって適切に支援が行われるよう地域の相談支援体制の強化に努めます。現行計画で記載のありました居住入居等支援事業については、現在実施していま</p>
-------------	---

せんが、必要に応じて相談支援専門員が障がい者と家主等との入居契約手続きに係る支援（不動産事業所への同行）や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行っており、住居入居等支援事業を利用していないために困っている等といった相談は受けたことはありません。地域の相談支援事業所、一般相談支援事業所と連携し、現在の支援体制の中で、適宜必要な支援を行っていくこととするため本計画案からは削除したものです。成果目標にも定めた、地域生活支援拠点等の充実や基幹相談支援センターの機能の強化について優先的に取り組んでいきたいと考えております。

46 ページを御覧ください。「(4) 成年後見制度利用支援事業」。成年後見制度の認知度について、アンケート調査では「名前も内容も知らない」が約3割となっています。制度を利用することが有用である障がいのある方やご家族へ、関係機関と連携して制度の更なる周知や適切な促進に努めます。

現行計画では成年後見制度法人後見支援事業についての記載をしていました。先程御説明しました成年後見制度利用支援事業については、「丸亀市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、65 歳以上の方に係る支援は高齢者支援課、知的障がい者・精神障がい者に係る支援は福祉課にて実施している状況です。法人後見についての支援は、現在高齢者支援課において、国の事業である生活困窮者自立支援事業での補助金を活用し行っております。成年後見制度における福祉課と高齢者支援課との連携は従来どおり行っていますが、法人後見への支援については、更に福祉課において国庫補助を伴う地域生活支援事業として実施する予定はないため、今回の計画からは削除しました。

47 ページを御覧ください。「(5) 意思疎通支援事業」。引き続き必要な方への事業の周知を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者の設置の促進に努めます。また、手話通訳者については、現在福祉課にて毎日（土・日・祝日、12月29日～翌1月3日は除く）配置しています。今後も利用者のニーズを十分に考慮し施策に反映できるよう努めます。

48 ページを御覧ください。「(6) 日常生活用具給付等事業」。障がいのある方へ、日常生活に必要な用具を給付または貸与すること等により日常生活の便宜を図るもので、引き続き事業の周知に努め、利用者の希望や障がいの特性に合わせて必要な日常生活用具の給付に努めます。

49 ページを御覧ください。「(7) 手話奉仕員養成研修事業」。本市では、令和3年4月1日に「丸亀市手話言語条例」と「丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の2つの条例を施行しています。手話は言語であり、その通訳者を養成する事業について、関係機関と連携して引き続き取り組んでいきます。

「(8) 移動支援事業」。障がいのある人の社会参加の促進や自分らしい暮らしをするうえで重要なサービスであり、今後も引き続き中讃西部地域自立支援協議会で情報の共有や課題の協議等を行いながら体制の確保に努めます。

50 ページを御覧ください。「(9) 地域活動支援センター機能強化事業」。障がい者等を通わせ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、今後も圏域内外の各市町や事業所と連携し体制の確保に努め、障がい者の地域における生活の維持や継続が図られるよう支援します。

51 ページを御覧ください。「(10) 訪問入浴サービス事業」。令和4年度から対象者の年齢制限を撤廃し、18歳未満の方も利用できるようになっていました。引き続きサービス提供体制を確保するとともに、必要な方に提供できる事業の周知に努めます。

「(11) 日中一時支援事業」。障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としており、引き続き必要なサービス提供体制を確保するとともに事業の周知に努めます。

52 ページを御覧ください。「(12) 福祉ホーム事業」。低額な料金で居室等を提供するとともに日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。今後も必要なサービス提供体制を確保するとともに事業の周知に努めます。

「(13) レクリエーション活動等支援」。今年はスポーツ大会やスポーツレクリエーション教室を行うことで、障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動の機会を提供できましたので、今後も本事業を行うことにより障がい者等の社会参加を促進します。

53 ページを御覧ください。「(14) 点字・声の広報等発行」。市の広報誌において通常版では情報入手が困難な障がい者へ、点字、拡大文字版、声の広報の3種類を作成し希望者に配布しています。今後も障がい者等の情報取得のための施策の推進に努めます。

その下の「イ 地域生活支援促進事業」としまして、「(1) 障害者虐待防止対策支援事業」は、丸亀市障害者虐待防止センター運営事業について、障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のための丸亀市障害者虐待防止センターを設置し、24時間体制で障がい者虐待に関する通報または届出の受理等を行えるよう、障がい者虐待に関する業務の一部を委託しています。引き続き24時間体制の障害者虐待防止センターを開設し、障

北川会長	<p>がい者等の権利擁護に努めます。</p> <p>54 ページを御覧ください。「計画の推進体制」についての記載です。</p> <p>55 ページからは「関連資料」としまして、「推進委員会名簿」、56 ページに「計画策定経過」、57 ページからは「用語説明」となっています。「計画策定経過」については、まだ途中までの記載となっており、今後追記していく予定です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明がありました、御意見御質問がありましたら挙手にてお願いします。</p> <p>前回の計画と比較してみると、それぞれに評価や検証という項目が入っていたり、後半の方でも、前回も少しは書かれていましたが、今後の方策も盛り込まれていると思いました。敢えて入れていく形で入れるとなったのでしょうか。前回、振り返りも必要だという意見がありましたので、アンケートの結果が今後どのように反映されるかということが明記されているほうがより分かりやすくよいと思いました。</p> <p>いくつか削除をしたという説明がありましたが、御説明いただいたらそうかなと思うのですが、もし簡単にでも削除したことと理由、今ご説明いただいたことを全文でなくてもいいですけど、記載しておかれると、なぜ消えたんだろうとか思う方がいたら、そこで説明ができるかなと思いました。</p>
十河副課長	<p>地域生活支援事業の中で前回載っていたけれど今回載っていないものが 2 つ事業があります。相談支援の住居入居等支援事業と成年後見制度法人後見の事業の部分を、御説明しましたように、現状では他の部署が行っていたり、現在の体制の中である程度の支援は行っている、計画に事業としては今回載せていないということ、記載した方がよいということであれば、追記、成年後見は成年後見のところで、住居入居等事業は相談支援のところで書き込むことは可能だと思います。</p>
北川会長	<p>よろしくをお願いします。他にご意見はありますか。</p>
森本委員	<p>例えば、虐待センターに関しては数字が少ないので、計画を見るとどういふことか理解できるのですが、例えば 38 ページ、生活介護の見込み量が減っています。また、就労移行支援もかなり数値が減っています。就労 A 型や B 型は増えています。そのあたりが次の方策のところにつながらず、何のことか分かりません。それが分かるような、この件はこの事業で実施していく、</p>

	<p>なぜ数値が下がっているかなどもう少し具体的に方策のところを示していただけるような、方策に実施することのみ書かれています。なぜ下がったり上がったりするのか、ということに関して、もう少し具体的に文章として示していただけたらと思います。</p>
十河副課長	<p>ありがとうございます。例えば、就労移行支援の「実績と見込み」の上から5段目に就労移行支援のサービスがあります。見込み量として下側の人は増えていますが、上側の人日の部分は減っていて、誤りの可能性がありますので、すみません、再度確認させていただきます。利用者が増え通常は伸びていくのですが、減っている時は原因を考えて、方策のところ書き込めるようにしたいと思います。</p>
森本委員	<p>介護とかの流れで、こっちのこういうことよりも、こういうことを優先して、とか、こっちが大事なので、こういう方向にいきたい、というようなことがわかるような文章にしていただけたらと思います。</p>
十河副課長	<p>サービスの見込み量については、再度実績を確認して、方策のところ説明ができるようにしたいと思います。</p>
北川会長	<p>新しい項目をつくると、すごく具体的に書いているところもありますが、1行の説明で終わっているところがあり目立ってしまうところもあるので、全部が全部、反映するのは難しいと思いますが、具体的に、つながるような形で書いていただけたらいいかなと思います。ありがとうございます。</p> <p>その他に質問や御意見などはありますか。</p> <p>今後増えていく項目はないでしょうか。前回80何ページあって、今回結構減っているように思いますが。</p>
十河副課長	<p>前回の緑色の冊子は、第3次障がい者基本計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体として作成しましたので、ページ数で言いますと、53ページまでは基本計画、障がい福祉計画は54ページからスタートしまして、75ページから障がい児福祉計画が始まっていました。</p>
北川会長	<p>第4次障がい者基本計画は、また別ですか。</p>
十河副課長	<p>現行計画が6年間の計画ですので、第7期第3期が終わるタイミングで今の第3次障がい者基本計画が終了します。次の3年では、基本計画と障がい</p>

北川会長	<p>福祉計画障がい児福祉計画を策定することとなります。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>他に御意見御質問はありませんか。後から何か出てきましたら、個別に御連絡をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、「丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（素案）」に係る審議を終了します。</p> <p>いくつか御意見をいただきました。本日御審議いただいた結果、修正が必要となった箇所につきまして事務局の方で整えていただきまして、委員の皆様にはあらためて第3回策定委員会を開催し、確認等していただくこととしてよろしいでしょうか。次回の策定委員会は、日時については事務局より、12月14日木曜日、高齢者支援課による策定委員会が開催されますが、その後15時30分から開催する案が出されていますがいかがでしょうか。</p> <p>それでは、次回策定委員会にて修正箇所等の確認をしていただくということで、よろしく願いいたします。</p>
十河副課長	<p>北川会長、ありがとうございました。</p> <p>次第5「その他」に移ります。</p> <p>今回の開催は、12月14日木曜日15時30分から市役所4階特別会議室で開催いたします。高齢者支援課の策定委員会の終了後ですので、予定より若干遅れることもあるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。</p> <p>本日御審議いただきました内容については、会議録を作成し市のホームページにおいて公表することとなります。</p> <p>ここで高齢者支援課から事務連絡があるようですので、少しだけお時間をいただきたいと思います。</p>
高齢者支援課	<p>高齢者支援課の横井と申します。お世話になります。この場をお借りして事務連絡をさせていただきます。</p> <p>高齢者支援課の介護保険事業計画策定委員の皆様への御案内となります。12月14日14時から15時30分を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。更に、12月28日14時頃からも予定をさせていただこうと思います。年の瀬が迫っている中恐縮ではございますが、御協力をお願いいたします。あらためて御案内をお送りさせていただきます。</p>
十河副課長	<p>12月14日木曜日は14時から高齢者支援課の策定委員会があります。その終了後、目安として、15時30分から障がい福祉計画の策定委員会を開催させ</p>

	<p>ていただきます。特別委員の皆様は、15時30分からの開会に合わせてお越し いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
--	---

それでは、本日の会議は終了いたします。長時間にわたり、御審議ありが
とうございました。みなさまお疲れさまでした。